

修繕仕様書

1 修繕名

秋田県立新屋高等学校トイレ洋式化修繕

2 履行場所

秋田県立新屋高等学校 秋田県秋田市豊岩石田坂字鎌塚 7 7 - 3

3 履行期限

令和 4 年 3 月 3 1 日 (木)

4 修繕概要

教室棟トイレ、セミナーハウス及び管理棟トイレを洋式化する。なお、女子トイレには電池式擬音装置を設置する。

(1) 改修するトイレの場所及び数量

- ・教室棟 1階：男子トイレ1ヶ所、女子トイレ5ヶ所
- ・教室棟 2階：女子トイレ1ヶ所
- ・教室棟 3階：男子トイレ1ヶ所、女子トイレ6ヶ所
- ・教室棟 4階：男子トイレ1ヶ所、女子トイレ6ヶ所
- ・管理棟 2階：女子トイレ1ヶ所
- ・セミナーハウス 1階：男子トイレ1ヶ所、女子トイレ1ヶ所

(2) その他

- ・便座については暖房便座を設置すること。なお、温水洗浄便座は不可とする。
- ・トイレの扉は既存のものを利用し、内開きから外開きに改修すること。
- ・トイレットペーパーホルダーは既存のものを再利用することとし、移設費用は諸経費に含む。
- ・設計書記載の同等品とは、規格（形状、材質、大きさ等）・品質・性能が指定品と同等以上であって、メーカーの既製品を基本とする。この場合、入札参加資格確認申請書と合わせて同等品の内容が確認できるもの（規格、品質、性能等が確認できるカタログ、メーカー仕様書等）を提出すること。

5 その他

- (1) 作業日程については発注者と協議の上、決定すること。
- (2) 断水、騒音等が発生する場合は長期休暇期間中等、授業に支障がないよう実施すること。
- (3) 修繕期間中は、学校内の安全に配慮し、特に生徒、来校者等の安全に心がけること。
- (4) 作業の際には、修繕部分以外の施設に損害を与えないこと。
- (5) 廃棄物の処理については、関係法令を遵守し適正に処理すること。
- (6) 業務上必要とする図面、書類等については、必要に応じて閲覧することができる。
- (7) 本仕様書に明記されていない事項又は内容について疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うものとする。
- (8) 改修場所等の確認を希望する場合は、事前に担当者まで連絡すること。